◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３００号（H27.　5. 22）◆◆

＝はじめに＝

皆様、こんにちは。国土交通省自動車交通局安全政策課メルマガ担当です。

日頃より事業用自動車の安全対策に多大なる、ご理解とご協力をいただきましてお礼申し上げます。

この度、第３００号を発刊するに至り、これまでを振り返ると、本メールマガジンは平成２１年６月３日に創刊し、間もなく６年が経過しようとしています。

この間、東日本大震災の直後に、やむを得ず一時的に配信を停止しましたが、その他は毎週お届けすることができました。

皆様におかれましては、事業用自動車の安全体質の確立のため、様々な事故情報を下に日々の安全教育を進めていることと思います。そのような現状をふまえて、当課において、事業者から行政へ事故報告があったもののうち、これまで掲載した事故事例は、本号を含め約２１００件となりました。この中には事故に限らず、少数ながら事件もありました。

また、１号当たりの平均事故事例件数は約７件であり、平成２３年のお盆明けに配信した第１０９号では最多の、２２件の事故事例を掲載しました。

一方、平成２５年５月２４日に配信した第１９８号では唯一、事故事例の掲載はありませんでした。

このような情報を、できるだけ迅速に直接皆様にお届けすることにより、日々の点呼等に活用し、安全教育に生かしていただけるように、今後とも配信していく予定です。

このメールマガジンにより、配信される事故情報等を他山の石として、再発防止に活用していただき、御社の安全体質の向上に努めていただくことを期待しております。

それでは、今後とも皆様の変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（５月１５日～５月２１日分）
（１）乗合バスの火災事故
（２）法人タクシーの衝突事故
（３）個人タクシーの死傷事故
（４）トラックの追突事故
（５）コンテナセミトレーラの横転事故
（６）トラックの衝突事故
（７）トラックの追突事故
２．乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
３．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！

４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！

５．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！

６．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！

７．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう

８．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

９．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について

１０．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！

１１．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！

１２．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について

１３．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について

１４．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（４）トラックの追突事故

５月１７日（日）午後４時５５分頃、山口県の国道において、長崎県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車に追突した。

この事故による負傷者はない。

トラック運転者の呼気からアルコール分が検出され、当該運転者は酒気帯び運転により逮捕された模様。

（５）コンテナセミトレーラの横転事故

５月１９日（火）午後２時５分頃、東京都の高速道路において、神奈川県に営業所を置くコンテナセミトレーラが運行中、横転した。

この事故による負傷者はない。

事故は、右カーブの下り坂において、トレーラのみが横転した状態であった。

（６）トラックの衝突事故

５月１９日（火）午後２時１０分頃、長野県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車と正面衝突した。

この事故により、乗用車の運転者及び乗員１名の合計２名が死亡、トラックの運転者１名が軽傷を負った。

事故は、片側１車線の緩やかな左カーブにおいて、乗用車が対向車線にはみ出してトラックと衝突した模様。

（７）トラックの追突事故

５月２１日（木）午後４時２０分頃、京都府の市道において、府内に営業所を置くトラックが運行中、自家用マイクロバスに追突した。

この事故により、トラックの運転者及びマイクロバスの乗員７名の合計８名が軽傷を負った。

事故は、トラックの運転者が集荷貨物の書類の処理をしながら脇見運転し、片側２車線の直線道路で右折しようと停車していたマイクロバスに気付くのが遅れ、追突した模様。

◇◇◇

共有し、検討メンバー各社がトライアルを実施するなどの検討を行い、今般、車内事故防止に、より効果が期待できると考えられる取組を事例としてまとめました。今後、これらの取組事例を参考に、車内事故のさらなる防止に取り組んでまいります。

なお、バスは走行中、不意な飛び出しなどによる事故を避けるため、やむを得ず急ブレーキや急ハンドルをすることがあり、車内のバス利用者が転倒するなどの事故につながってしまうケースもあります。バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf

◇◇◇

理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

る定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

◇◇◇

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆